



福岡医発第2582号(地)

平成21年3月19日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公 印 省 略)

医療機関に対するH I V－2感染症例の周知について

我が国において初めてのH I V－2感染症例の周知につきましては、平成14年11月15日付福岡医発第1473号(地)、初めての日本人の感染症例の周知につきましては、平成18年8月25日付福岡医発第1100号(地)にて、貴会宛ご連絡しておりますが、今般、国内での感染が疑われるH I V－2感染例が複数確認され、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づく健康危険情報として厚生労働省に報告されたことから、医療機関に対するH I V－2感染症例の周知について、厚生労働省健康局疾病対策課長より協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

本通知は、当該情報の周知とあわせ、医療機関におけるH I Vのスクリーニング検査に関しては、H I V－1抗体とH I V－2抗体を同時に検出できる検査方法を使用するとともに、スクリーニング検査でH I V感染が強く疑われるにもかかわらず、確認検査でH I V－1抗体が陽性とならない症例に対しては、H I V－2を想定した確認検査を行うことを求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、エイズ治療拠点病院・準拠点病院については、福岡県保健医療介護部保健衛生課より通知されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

(地Ⅲ295)

平成21年3月6日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

医療機関に対するH I V－2感染症例の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、我が国においては初めてのH I V－2感染症例の周知につきましては平成14年10月30日付（地Ⅲ154）、初めての日本人の感染症例の周知につきましては平成18年8月25日付（地Ⅲ95）の文書をもって、貴会宛てお送りいたしました。

今般、我が国において国内での感染が疑われるH I V－2感染例が複数確認され、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づく健康危険情報として厚生労働省に報告されたことから、医療機関に対するH I V－2感染症例の周知について、厚生労働省健康局疾病対策課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対しましても周知方依頼がありました。

本通知は、当該情報の周知とあわせ、医療機関におけるH I Vのスクリーニング検査に関しては、H I V－1抗体とH I V－2抗体を同時に検出できる検査方法を使用するとともに、スクリーニング検査でH I V感染が強く疑われるにもかかわらず、確認検査でH I V－1抗体が陽性とならない症例に対しては、H I V－2を想定した確認検査を行うことを求めるものであります。

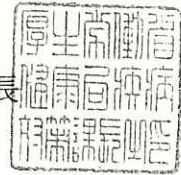
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健 疾 発 第 0203002 号
平成 21 年 2 月 3 日

社団法人 日本医師会
担当常任理事 飯沼雅朗 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



医療機関に対するH I V－2 感染症例の周知について

今般、「医療機関及び保健所に対するH I V－2 感染症例の周知」について、別添（写）のとおり各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛通知したところです。

医療機関におけるH I Vのスクリーニング検査に関しては、H I V－1 抗体とH I V－2 抗体を同時に検出できる検査方法を使用していただくとともに、スクリーニング検査でH I V感染が強く疑われるにもかかわらず、確認検査でH I V－1 抗体が陽性とならない症例に対しては、H I V－2 感染を想定した確認検査を行うよう、貴会員に周知徹底下さいますようお願いします。

大



健疾発第 0203001 号

平成 21 年 2 月 3 日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



医療機関及び保健所に対するH I V－2 感染症例の周知について（依頼）

この度、別添のとおり、我が国において国内での感染が疑われるH I V－2 感染症例が複数確認され、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づく健康危険情報として厚生労働省に報告されたところである。

平成14年に我が国において初めてのH I V－2 感染症例の周知（平成14年10月24日付健疾発第1024001号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「医療機関及び保健所に対するH I V－2 感染症例の周知について」）を行い、平成18年には日本人の感染症例の周知（平成18年8月11日付健疾発第0811001号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「医療機関及び保健所に対するH I V－2 感染症例の周知について」）を行ったところであるが、今回改めて、周知を行うものである。

貴職におかれては、管内医療機関に対し当該情報の周知とともに、H I V－2 に配慮した適切なH I V診療の実施を指導されるよう特段の御配慮をお願いする。

また、貴管内保健所においても、当該情報の周知及びH I V－2 抗体検査実施の徹底を図るよう、併せてお願いする。

(別 添)

本邦医療機関受診者のH I V－2感染について

平成21年2月3日

厚生労働省健康局疾病対策課

平成21年2月2日、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、エイズ対策研究主任研究者より健康危機管理調整官に対して以下の健康危険情報が報告された。

【健康危険情報の概要】

従来日本国内においてはほとんど報告のなかったH I V－2感染症例が近年愛知県内において複数見つかっている。確認されたH I V－2感染症例数は2007年に2例、2008年に2例の合計4例であるが、遡って2004年も1例感染者がいたことが判明している。確認された5症例のうち3名は来日中のアフリカ系の外国人男性であるが、残りの2例は日本人女性であり、来日中のアフリカ系外国人[※]との性交渉により日本国内において感染したと思われる。

ヒト免疫不全ウイルス1型（H I V－1）感染が同性愛者間で主に拡大しているのに対して、今回のH I V－2感染症例、特に日本人女性2症例は異性間の性交渉で感染しており、今後H I V－2感染が性的嗜好に関わらず拡大する危険を孕んでいると思われる。

国内におけるH I V－2感染拡大の恐れについてはすでに過去に危険情報が出されており、保健所等におけるH I V検査体制、日赤におけるスクリーニングのいずれもH I V－2感染の存在を念頭においた対策が取られている。しかし、日本国内において実際にH I V－2感染伝播が確認されたのは今回の2症例が初めてであり、検査実施時にH I V－2への注意を改めて喚起する必要がある。

[※] 前記H I V－2感染が確認されたアフリカ系外国人とは別人